

養父市立小・中学校教職員の勤務時間の適正化に関する検討委員会要領

1 目的

養父市立小・中学校教職員の勤務時間の適正化に関する検討委員会要綱に基づき、教職員の勤務時間を適正化し教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の職務の見直し及び点検並びに学校事務の軽減・効率化等による実効性のある措置を検討する。

2 業務内容

- (1) 養父市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の学校業務改善に関する研究及びその効果の検証
- (2) 小・中学校において、ゆとりを生み出し、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保するための効果的な手法の検討
- (3) 教職員の勤務実態を把握するための書類調査及び現地調査の結果を踏まえた勤務時間の適正化への取組の検証
- (4) 小・中学校において「学校業務改善マニュアル」を有効に活用するための具体的な提案及び指導助言

3 検証事項

- (1) 校務分掌について
- (2) 事務処理の効率化について
- (3) 学校行事の精選について
- (4) 会議・研修の在り方について
- (5) 課題対応のシステム化について
- (6) システムの効果的な活用方策について
- (7) その他、学校運営の改善に必要な事項について

4 委員会組織について

- (1) 委員会は、委員 10 人以内で組織する。
- (2) 養父市教育委員会が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（名簿省略）

5 各校内組織

- (1) 勤務時間を管理する勤務時間管理者を置き、校長又は教頭をもって充てる。
- (2) 勤務時間管理者は、勤務時間の管理に関する事務を行わせるための勤務時間管理員を指名する。
- (3) 市立学校は、それぞれの勤務時間の適正化を推進するための学校運営改善に係る校内委員会（以下「校内委員会」という。）を設置する。
- (4) 校内委員会は、勤務時間管理者及び勤務時間管理員並びに当該校の教職員代表で構成する。
- (5) 校内委員会は、委員会に会議結果を報告する。

6 推進体制

